

小牧市障がい者計画等検討委員会設置要綱

〔令和４年７月２８日〕  
〔４小障第８９４号〕

(設置)

第１条 第４次小牧市障がい者計画、第７期小牧市障がい福祉計画及び第３期小牧市障がい児福祉計画（以下「小牧市障がい者計画等」という。）の策定に関し必要な協議を行うため、小牧市障がい者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第２条 委員会は、小牧市障がい者計画等の策定に関することについて協議する。

(組織)

第３条 委員会は、委員１４人以内で組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (１) 学識経験者
- (２) 障害を有する者又はその家族で組織する団体に属する者
- (３) 民生委員・児童委員連絡協議会の委員
- (４) 障害福祉サービスに従事する者
- (５) 特別支援学校の教員
- (６) 愛知労働局春日井公共職業安定所の職員
- (７) 愛知県春日井保健所の職員
- (８) 一般社団法人小牧市医師会に属する医師
- (９) 公募により選ばれた市民

(委員の任期)

第４条 委員の任期は、委嘱の日から令和６年３月３１日までとする。

(会長及び副会長)

第５条 委員会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対しての出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期の満了の日をもって、その効力を失う。